

# 社団法人 福岡県産業廃棄物協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人福岡県産業廃棄物協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、産業廃棄物に関する調査研究、相談指導を通じ産業廃棄物の適正処理を推進し、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行なう

- ( 1 ) 産業廃棄物処理業界の秩序の確立に関する事
- ( 2 ) 産業廃棄物処理に関する調査研究並びに研修会等の開催に関する事
- ( 3 ) 産業廃棄物の適正処理に関する啓発普及並びに環境保全対策に関する事
- ( 4 ) 産業廃棄物処理の円滑化、適正化、共同化等に関する相談指導
- ( 5 ) 産業廃棄物の有効利用に関する事
- ( 6 ) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- ( 1 ) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事(保健所を設置する福岡県内の政令市にあっては市長)の許可を受け産業廃棄物に係わる業を行なう者(以下「産業廃棄物処理業者」という)で、本会の目的に賛同して入会したもの
- ( 2 ) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者等で、総会に推薦されたもの
- ( 3 ) 賛助会員 産業廃棄物排出事業者、その他の関連業者(第 1 号に掲げる者を除く)で、本会の目的に賛同して入会したもの

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正会員にあっては産業廃棄物処理業者でなくなったとき
- (3) 会員が死亡、廃業、破産又は解散したとき
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第 9 条 会員は、退会をしようとするときは、その旨を書面で退会日の30日前までに会長に届出なければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得てこれを除名することができる。この場合、その会員にあらかじめその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき

(拠出金品の不返還)

第 11 条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第 12 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届出なければならない。

- (1) 氏名、名称、主たる事務所の所在地、又は事業を行なう場所を変更したとき
- (2) 事業の一部又は全部を休止、若しくは廃止したとき

## 第 3 章 役 員

### ( 役員の種類 )

第 1 3 条 本会に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 会 長 1 人
- ( 2 ) 副会長 4 人以内
- ( 3 ) 理 事 2 0 人以上 3 0 人以内(会長、副会長を含む)
- ( 4 ) 監 事 2 人

2 理事のうち 1 人を専務理事とすることができる。

### ( 役員を選任 )

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長・副会長及び専務理事は理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

### ( 役員職務 )

第 1 5 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序によりその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長・副会長を補佐し、日常の業務を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
  - ( 1 ) 会計を監査すること
  - ( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること
  - ( 3 ) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は福岡県知事に報告すること
  - ( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し若しくは招集すること

### ( 役員任期 )

第 1 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。

( 役員 の 解 任 )

第 1 7 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

- ( 1 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

( 役員 の 報 酬 等 )

第 1 8 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員から、本会の事業活動に係る費用の請求があったときは、これを弁償することができる。

## 第 4 章 顧 問 及 び 事 務 局

( 顧 問 )

第 1 9 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の発展に深い関心を有するものを理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会運営の基本的な事項について、会長の諮問に応じる。

( 事 務 局 )

第 2 0 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

## 第 5 章 総 会

( 種 別 )

第 2 1 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

( 構 成 )

第 2 2 条 総会は、本会の最高の意思決定機関であって正会員及び特別会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べるることができる。ただし、表決には加わらない。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき
- (3) 監事から第15条第5項第4号の規定により、招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員及び特別会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員及び特別会員の数(書面表決者及び委任者の場合にあっては、その旨を付すること)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員及び特別会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

- 3 監事は、理事会の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集等)

第33条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき、若しくは第15条第5項第4号の規程により監事から招集の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 第27条から第30条までの規程は理事会の場合にこれを準用する。この場合「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員及び特別会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 支 部

(支 部)

第 3 5 条 本会に、福岡支部、筑後支部、筑豊支部及び北九州支部を置く。

2 支部は、各支部で主たる事業を行う会員をもって構成する。

## 第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 3 6 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 入会金
- ( 2 ) 会費
- ( 3 ) 特別徴収金
- ( 4 ) 寄附金品
- ( 5 ) 事業に伴う収入
- ( 6 ) 資産から生じる収入
- ( 7 ) その他の収入

(財産の管理)

第 3 7 条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 3 8 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 3 9 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 0 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から 3 か月以内に、総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
- 3 前項の規程による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第41条 本会の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後、3か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、福岡県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条2項の規程により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

## 第10章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、本会の法人の設立について福岡県知事の許可があった日から施行する。  
(平成元年3月23日)

2 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規程にかかわらず、平成元年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の事業年度は第39条の規程にかかわらず、設立許可のあった日から、平成元年3月31日までとする。

4 本会設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

## 附 則

この定款は、知事の許可のあった日より効力を発する。